

# 今後の小児慢性特定疾病の選定に関する 検討の進め方について

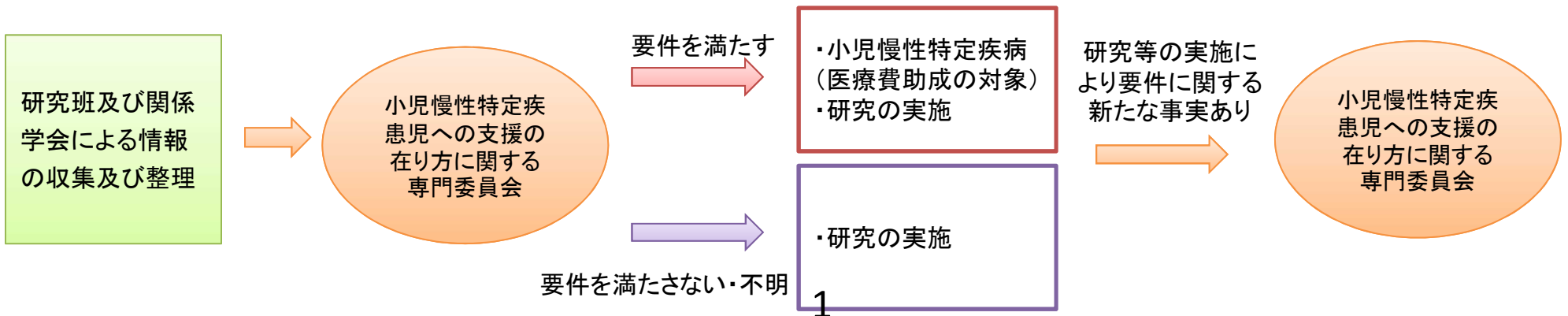
平成29年7月5日

# 小児慢性特定疾病の検討の進め方

平成28年9月28日

第17回小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会配布資料を基に作成

1. 小児慢性特定疾病の検討に当たって、小児慢性特定疾病に関する基礎的な情報を、厚生労働科学研究費補助金事業における研究班及び関係学会で収集、整理する。
2. 小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会(以下、「当専門委員会」という。)において、これまでに研究班及び関係学会が整理した情報を基に、医学的見地より、個々の疾病について、小児慢性特定疾病の各要件を満たすかどうかの検討を行う。  
※ 小児慢性特定疾病とされるためには、「慢性に経過する」、「生命を長期にわたって脅かす」、「長期にわたって生活の質を低下させる」、「長期にわたって高額な医療費の負担が続く」の4要件を満たすことが必要。
3. 当専門委員会での検討結果を、社会保障審議会児童部会に報告する。
4. 児童部会において、小児慢性特定疾病について審議を行い、具体的な疾病名及び疾病の状態の程度を決定する。  
※1 児童部会の議決をもって社会保障審議会の決定となる。
5. 厚生労働大臣が小児慢性特定疾病及び疾病の状態の程度を定める。
6. 厚生労働大臣により定められた疾病及び状態の程度についても、研究等を継続し、小児慢性特定疾病の各要件の評価に影響を及ぼすような新たな事実が明らかとなった場合には、当専門委員会において見直しを行う。



# 今後のスケジュール(案)

第20回  
(平成29年7月5日)

- 小児慢性特定疾病の募集方法についての議論 (本日)



第21回～

- 検討する疾病名(一覧表)の提示、個別疾病の検討及び指定する疾病についての一定の整理 (2～3回程度)



- パブリックコメント・学会の意見聴取



- 小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会における検討結果の取りまとめ



- 社会保障審議会児童部会における審議・決定



- 厚生労働大臣による指定 (告示)